

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内（時間短縮3時間）

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生規則の改正（平成27年7月1日施行）により、足場の組立て、解体、変更（手すりなどの一時的な取り外しなど）の作業に労働者を就かせるときは、当該業務に関する特別教育を実施することが必要となりました。また、足場の高さ、種類に関係なく（脚立足場やローリングタワーなども含む）、この特別教育が必要となります。

1 受講対象者

- ① 施行日（平成27年7月1日）の時点で、足場の組立て等の業務に従事した経験のある満18歳以上の方（※施行日時点で、実際に足場の組立て等の業務に従事していなくても、これまでに当該業務に従事した経験のある方についても、同様の扱いになります。）
- ② 施行日の時点で、足場の組立て等の経験のない方は、時間短縮教育（3時間講習）ではなく、本来の教育（6時間講習）が必要です。
（※6時間講習の受講案内をご希望の方は、建災防まで連絡下されば送付いたします。）

2 免除者

次の方は、特別教育の全ての科目を省略できますので、受講する必要はありません。

- ① 「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
- ② とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ③ 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3 猶予措置

この特別教育は、施行日より2年間の猶予措置がありましたが、**この猶予期間は平成29年6月30日で終了します。**従いまして、足場の組立て等の作業を行う方は、当月までに受講する必要があります。

4 開催日時・場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
平成29年5月1日（月）	401160	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）
平成29年6月6日（火）	401161	延岡建設会館 （延岡市愛宕町2丁目32番地）
平成29年6月8日（木）	401400	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

* 午前8時30分受付、9時開講～12時閉講です。 * 各会場駐車場有

5 講習科目・講習時間

講習科目	内容	講習時間
足場及び作業の方法に関する知識	「足場の種類、材料、構造及び組立図」、「足場の組立て、解体及び変更の作業の方法」、「点検及び補修」及び「登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法」	1時間30分
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	「工事中設備及び機械の取扱い」、「器具及び工具」及び「悪天候時における作業の方法」	15分
労働災害の防止に関する知識	「墜落防止のための設備」、「落下物による危険防止のための措置」、「保護具の使用方法及び保守点検の方法」、「感電防止のための措置」及び「その他作業に伴う災害及びその防止方法」	45分
関係法令	「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	30分
	合 計	3時間

6 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 6,200円 (受講料 5,400円、テキスト代 800円)
非 会 員 8,360円 (受講料 7,560円、テキスト代 800円)

7 修 了 証

全科目修了者には「足場の組立て等の業務に係る特別教育(時間短縮3時間)修了証」を即日交付します。

8 受 講 手 続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座(宮崎銀行 県庁支店 普通預金1277095)に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。
- (7) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (8) 受講希望者が15名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費(委託費の80%)及び賃金の一部(1人1日当たり8,000円)が助成されます。受講の原則2か月前から1週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-38-8824)

講習希望日	月	日	受付番号	No.
-------	---	---	------	-----

足場の組立て等の業務に係る特別教育(時間短縮3時間) 受講申込書

受講者	(ふりがな)				写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。	
	氏名					
	生年月日	昭和 平成	年	月		日
	現住所	〒□□□-□□□□				
	電話		携帯			
勤務先	事業所名					
	所在地	〒□□□-□□□□				
		電話		FAX		
足場の組立て等の経験期間	※施行日(平成27年7月1日)の時点での経験期間を記入して下さい。 昭和 平成 ____年 ____月 ~ 平成 27年 7月					
事業主証明	足場の組立て等の経験期間が上記のとおり相違ないことを証明します。 <p style="text-align: right;">(印)</p> 平成 ____年 ____月 ____日					
建災防宮崎県支部の 会員・非会員別	会 員		非 会 員			
講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内)	事業所・自宅					

平成 ____年 ____月 ____日

申込者氏名
(受講者本人) _____

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(受講対象者)

施行日(平成27年7月1日)の時点で、足場の組立て等の業務に従事した経験のある満18才以上の方

※足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者等は、特別教育を受講する必要はありません。

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
- なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この講習の事業以外では一切使用いたしません。

○講習申込書送付先

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号(宮崎県建設会館4階)
建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
TEL 0985(20)8610 FAX 0985(20)8504